

## 岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、岡山市における地域防犯力を向上し、安全・安心なまちづくりを推進するため、岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金交付要綱及び岡山市防犯灯設置等補助金交付要綱（以下、「各設置要綱」という。）に基づいて設置された防犯カメラ及び防犯灯に対し、予算の範囲内において防犯カメラの維持管理費及び防犯灯の維持管理費の補助金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において「防犯カメラ」「防犯灯」とは、各設置要綱に定めるところによる。また、その補助事業者についても同様とする。

### (補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、各設置要綱に基づいて設置された防犯カメラ及び防犯灯において適切な維持管理が行われているもののうち、補助事業者が実際に支払う対象の防犯カメラの維持管理費及び防犯灯の維持管理費とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に該当するもののうち、別表に規定する補助対象経費の欄に掲げるものに限る。

2 この要綱において補助対象経費となる「防犯カメラの維持管理費」とは、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 電気料金 防犯カメラ及びレコーダーの防犯カメラ稼働に必要なものに係る電気料金（レコーダー内蔵の防犯カメラの場合は、防犯カメラとレコーダーを合計した電気料金）
- (2) 定期点検費 年に1度までの定期点検（清掃を含む）に係る費用（データ抜き取り費用は除く）
- (3) 電柱共架料 防犯カメラを設置している電柱に係る共架料金

3 この要綱において補助対象経費となる「防犯灯の維持管理費」とは、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 電気料金 防犯灯の稼働に必要な電気料金

(2) 電柱共架料 防犯灯を設置している電柱に係る共架料金

4 次の各号に定めるものは、前号の規定にかかわらず補助対象経費から除外する。

(1) 年度途中で故障又は取り外した場合の翌月分以降の経費

(2) 他に防犯カメラの維持管理費又は防犯灯の維持管理費の補助を受けているもの

(3) 防犯カメラの定期点検費若しくは電柱共架料、又は防犯灯の電柱共架料の額がその他の料金と混在して不明瞭なもの

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に規定する補助金上限額を限度とする。

2 前項に定める補助金で計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ただし、補助対象経費となる防犯灯の電気料金の支払いについて、次条第2項第3号に規定する同意書に基づき市が一括払する場合にはこの限りではない。

(補助金交付の申請及び請求)

第6条 補助金の交付申請及び請求は、岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金交付申請及び請求書(様式第1号)及び防犯カメラ所在地一覧(様式第2号)又は防犯灯所在地一覧(様式第3号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 当該の防犯カメラ及び防犯灯の電気料金、定期点検費、電柱共架料について、電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下同じ。)等が発行する支払証明書類(領収書等)の写しで、防犯カメラの維持管理費がわかるもの若しくは防犯灯が稼働していることがわかる直近のもの

(2) 防犯灯の電気事業者が発行する当該町内会が管理する公衆街路灯A取付場所一覧表の写し

(3) 岡山市防犯灯電気代補助の請求先変更に関する同意書(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号及び第3号の書類については、前年度中に提出した内容と変動がない場合には、市の判断において添付を省略することができる。

4 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

(決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、すみやかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金を決定する。交付額を確定したときは、岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金交付決定(確定)通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知する

ものとする。

- 2 市長は、規則第6条第1項の検討の結果、補助金の交付が適当でないとき、岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金不交付決定（確定）通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（変更時の承認申請）

第8条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業等の内容その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止しようとするときは、岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金内容変更・中止（廃止）申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったとき当該申請に係る審査等により適当であると認めるときは、遅滞なく、補助事業者に対し、岡山市防犯カメラ維持管理費補助金及び防犯灯電気代補助金内容変更・中止（廃止）承認決定通知書（様式第8号）により通知する。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（終了報告）

第10条 補助事業者は、当該補助事業の防犯カメラ及び防犯灯の維持管理が終了したとき（中止の承認を受けたときを含む。）は、その終了した日から起算して20日を経過した日までに、岡山市防犯カメラ維持管理費及び防犯灯電気代補助金補助対象維持管理終了届（様式第9号）を市長に報告しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、規則第20条及び第21条の規定により、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（受領委任払）

第13条 補助事業者は、電気事業者に支払うべき防犯灯の電気料金の支払債務に充当することを目的

として、補助金の受領を当該電気事業者に委任することに努めなければならない。

- 2 前項の規定による委任を受けた電気事業者（以下「受任電気事業者」という。）は、防犯灯の電気料金の請求書を市長に送付するものとする。
- 3 前2項の規定による委任を行うこと及び請求書の送付先を市に変更することに同意した補助事業者は、岡山市防犯灯電気代補助の請求先変更に関する同意書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定により防犯灯の電気料金の請求書の送付を受けたときは、これに基づき受任電気事業者に対して防犯灯の電気料金の補助金を交付するものとする。また、このとき市は、支払額を抑えるよう努めるものとする。
- 5 受領委任払については、原則、補助事業者が最初に補助金交付の申請及び請求をした年度の次年度までに行うものとする。

（受領委任払によらない補助金交付の申請及び請求）

第14条 市長は、前条に規定する受領委任払に係る補助事業者と電気事業者との手続が完了するまでの間は、前条の規定にかかわらず、市長が別に定める方法により、補助事業者に対して補助金を交付することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

別表（第4条，第5条関係）

（1）1台あたりの防犯カメラの維持管理費に対する補助額

補助対象経費	補助額	
電気料金	領収書等が確認できる場合は実費 確認できない場合はカメラ1,000円/台、レコーダー2,000円/台の補助	1台あたり 合計 16,500円 以内
定期点検費	領収書等が確認できる場合は実費 確認できない場合は補助なし	
電柱共架料	領収書等が確認できる場合は実費 確認できない場合は補助なし	

備考

1. 計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
2. 電気料金が確認できない場合で、年度途中で設置又は廃止があった場合には、12で除した補助額に設置日又は廃止日を含めた月数（月数が1月に満たない場合は1月とする）を乗じた金額を補助額とする。
3. 以下に掲げる費用は補助対象経費の対象外とする。  
設置補助申請以外の防犯カメラ機器に関するもの、モニター及び照明に係る経費、修理代、インターネット使用料、消耗品購入費等

（2）1灯あたりの防犯灯の維持管理費に対する補助額

補助対象経費	補助額
電気料金	補助額 = 定額（市が定める基準額）× 防犯灯の設置数
電柱共架料	—

備考

1. 令和8年度の市が定める基準額は、市が所有する公衆街路灯Aの令和8年度当初の電気料金前払単価（1,968円）とする。
2. 年度途中で設置又は廃止があった場合には、12で除した補助額に設置日又は廃止日を含めた月数（月数が1月に満たない場合は1月とする）を乗じた金額を補助額とする。
3. 計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
4. 以下に掲げる費用は補助対象経費の対象外とする。  
設置補助申請以外の防犯灯機器に関するもの、場所代、修理代、電球交換代、消耗品購入費等